

26年度から 中学校に特別支援学級を 開設します

市では、特別支援教育におけるより良い教育環境を整備し、子どもたちが充実した学校生活を送れるよう、現在設置されている東中学校と中央中学校に加えて、西中学校に「知的障害学級（固定学級）」を開設します。また、通級指

開設します

導学級として「難聴学級」を久留米中学校に開設します。26年度に、市立中学校に在籍予定のお子さんの保護者で、固定学級や通級指導学級の利用について、ご希望・ご相談のある方は、学務課（市役所6階）へお問い合わせください。詳しくは同課 ☎470・70・7779へ。

平日の夜間、休日に 納税相談窓口を開設します

夜間と休日に納税相談窓口を開設します。市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税など、市税の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

夜間納税相談窓口

持参していただいた場合に、領収することができません。【注意】納税証明の発行はできません。【日時】10月24日（木）の午後8時まで

休日納税相談窓口

【日時】10月26日（土）・27日（日）、いずれも午前9時～午後4時

東京都と合同で 不動産公売を実施します

市では、市税滞納者の財産の差し押さえを積極的に進めています。滞納処分として差し押さえられた不動産は、滞納市税に充当するため、入札による売却（公売）を行います。

なお、自主納付などにより、公売が中止になる場合があります。詳しくは同課 ☎470・7730へ。

不動産の公売物件

売却区分番号	G4305号
物件所在地	埼玉県新座市栗原六丁目141番2ほか
財産の名称など	宅地=202.90㎡（登記簿上） 現況=宅地ほか、私道持分あり 共同住宅=1階115.93㎡、2階115.93㎡、3階92.74㎡、4階69.56㎡（登記簿上）
見積価額	1,710万円
公売保証金	171万円

今回の不動産公売は、都と合同で行い、近隣市である新座市の物件を予定しています。買い受けを希望する方は、納税課（市役所2階）へ、問い合わせてください。詳細は市ホームページからご覧いただけます。

日中一時支援事業・ 移動支援事業の 利用申し込みを受け付けます

現在、10月以降の日中一時支援と移動支援事業の利用申し込みを受け付けています。

日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者・児童を日常的に介護している家族が、疾病・冠婚葬祭、レスパイト（一時的な休息）、就労などの理由で、障害者・児童の見守りなどの支援が必要となったとき、一時的に預かり活動の場を提供し、日中活動の支援を行うものです。

移動支援事業

移動支援事業は、小学生以上で視覚障害、知的障害、精神障害のある、または両下肢および両下肢に1級程度の障害があり、車いすでの単独移動が困難な方の外出時の移動を支援するものです。ただし、視覚障害の方は同行援護が利用できる場合は、原則として移動支援事業を併用できません。詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。



ごみの減量を 目指して

～落ち葉の実験回収を行います～

現在、市ではごみの減量に向けて、さまざまな取り組みを行っています。秋に多く排出される落ち葉は、これまで「燃やせるごみ」として収集していましたが、この落ち葉を実験的に回収することで、どのくらいのごみ減量に繋がるかを確認するため、次の通り実験回収を行います。ご協力をお願いします。

【実験期間】10月1日～12月31日

につき600円です（非課税世帯は、その半額を減免します）。
移動支援事業
移動支援事業は、小学生以上で視覚障害、知的障害、精神障害のある、または両下肢および両下肢に1級程度の障害があり、車いすでの単独移動が困難な方の外出時の移動を支援するものです。ただし、視覚障害の方は同行援護が利用できる場合は、原則として移動支援事業を併用できません。詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。

国民年金 だより

国民年金は、納付期限（対象月の翌末日）内に納付しないと、付加保険料の納付を辞退したものとみなされ、その後も付加年金の納付を希望する場合は、改めて付加保険料納付の申し出をする必要があります。なお、納付期限後に支払った付加保険料は払い戻しになりますので、ご注意ください。

心身障害者自動車運転教習助成事業
費用の一部を助成します
心身障害者の生活圏の拡大を目的に、運転免許取得に要する費用の一部を助成します。次の要件を全て満たしている方が対象です。

心身障害者自動車運転教習助成事業

運転免許取得に要する 費用の一部を助成します

①道路交法に規定する適性試験に合格し、身体障害者手帳3級以上（内部障害4級以上、下肢または体幹機能障害は5級以上の障害程度で歩行が困難な方）および愛の手帳4度以上
②道路交法に規定する運前申請が必要
③引き続き3カ月以上、市内に住所を有する
④前年の所得税の年額が40万円以下
⑤ほかの制度により、免許の取得に要する費用の助成を受けていない
助成額は所得税額によって変わり、上限は16万4800円です。また、運転教習開始

「身体障害者運転能力開発訓練センター」をご利用ください
18歳以上の身体障害者で、次の要件を全て満たしている方が、自動車運転免許を取得しようとする場合、「身体障害者運転能力開発訓練センター」で運転教習を受けられます。教習費は無料（検定料などは自己負担）です。

市民みんなのまつりの会場で 小型家電のイベント回収（無料） を行います

11月9日（土）・10日（日）も実施する予定です。詳細は次号の広報紙や市のまつりにおいて、ホームページでお知らせしなくてもよい小型家電のイベント回収（無料）を行います。詳しくは、ごみ対策課 ☎473・2117へ。

重度身体障害者の社会復帰の促進を目的に、就労などに伴い自動車を取得する場合、その自動車改造に要する費用

付加年金を「存じますか」
国民年金には、老齢基礎年金に上乗せして給付を受けられる付加年金があります。定額保険料（25年度は1万5040円）に400円の付加保険料を加えて納付すると、受給額は「2000円×付加保険料納付月数」として計算されます。例えば、付加保険料を10カ月納付すると、「2000円×10カ月＝20000円（年額）」が付加年金として加算されます。付加年金の納付は、申し込みをした月分からとなります。

付加年金を希望する方は、市保険年金課（市役所1階）で手続きをください。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎470・7732へ。

付加年金を希望する方は、市保険年金課（市役所1階）で手続きをください。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411または市保険年金課 ☎470・7732へ。